

佐賀県規則第28号

県税事務所管理規則の一部を改正する規則

県税事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課・課税課 略</p> <p>納税課（第13号から第18号まで及び第20号から<u>第22号</u>までの分掌事務については、佐賀県税事務所に限る。）</p> <p>(1) 徴収金（<u>佐賀県税事務所及び武雄県税事務所</u>にあつては、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第48条に規定する市町民税に係る徴収金を含む。第2号、第4号及び第7号において同じ。）及び過料の徴収に関すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 延滞金（<u>佐賀県税事務所及び武雄県税事務所</u>にあつては、<u>法第48条</u>に規定する市町民税に係る延滞金を含む。）の減免に関すること。</p> <p>(9)～(19) 略</p> <p><u>(20)～(25)</u> 略</p> <p>2 佐賀県税事務所の自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自動車税の種別割に係る普通徴収（<u>法第150条第4項ただし書</u>の規定によるものに限る。）の方法による賦課徴収に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課・課税課 略</p> <p>納税課（第13号から第18号まで及び第20号から<u>第23号</u>までの分掌事務については、佐賀県税事務所に限る。）</p> <p>(1) 徴収金（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第48条に規定する市町民税に係る徴収金を含む。第2号、第4号及び第7号において同じ。）及び過料の徴収に関すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 延滞金（法第48条に規定する市町民税に係る延滞金を含む。）の減免に関すること。</p> <p>(9)～(19) 略</p> <p><u>(20) 法人の事業税の市町交付金に関すること。</u></p> <p><u>(21)～(26)</u> 略</p> <p>2 佐賀県税事務所の自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自動車税の種別割に係る普通徴収（<u>法第177条の10第4項ただし書</u>の規定によるものに限る。）の方法による賦課徴収に関すること。</p>

改正前	改正後
(3)～(5) 略 3 略	(3)～(5) 略 3 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。